入札説明書

滋賀大学（彦根）陵水会館改修工事（その２）

（電子入札対象案件）

国立大学法人　滋賀大学

入　札　説　明　書

「滋賀大学（彦根）陵水会館改修工事（その２）」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、国立大学法人滋賀大学契約事務取扱細則に定めるもののほか、この入札説明書及び現場説明書によるものとする。

１．公　告　日　　令和４年４月４日（月）

２．契約担当者等
　　国立大学法人滋賀大学　契約担当役　理事　清廣　哲之

３．工事概要等
(1) 工 事 名　　滋賀大学（彦根）陵水会館改修工事（その２）［電子入札対象案件］
(2) 工事場所　　滋賀県彦根市馬場一丁目１番１号（滋賀大学彦根団地構内）
(3) 工事内容　　別冊図面及び別冊仕様書のとおり
(4) 工　　期　　契約締結日の翌日から令和４年８月２６日（金）まで
(5) 本工事は、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札書等を電子入札システムにより行う。電子入札は文部科学省電子入札システム（ｈｔｔｐｓ：／／ｐｏｒｔａｌ．ｅｂｉｄ０２．ｍｅｘｔ．ｇｏ．ｊｐ／ｔｏｐ／）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別紙様式１）を契約担当役に対し、下記７（１）①に掲げる日までに提出して行うものとする。

４．競争参加資格
(1) 国立大学法人滋賀大学契約事務取扱細則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。
(2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成１３年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより格付けした「建築一式工事」に係る令和３、４年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記２の等級が、Ｂ、Ｃ又はＤ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年　法律第１５４号）に基づき厚生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年　法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(4) 国立大学法人滋賀大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 平成１９年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、次の①～④に掲げる基準を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。
　　①　建物構造：木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造
　　②　建物規模：新営工事（延べ面積 200 ㎡以上）、
　　改修工事（改修延べ面積 200 ㎡以上）
　　③　建物用途：学校施設、公共施設
　　④　工事種別：新営又は全面的な改修工事の建築一式工事
　　経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。（当該工事の配置予定技術者は、専任を必要としない。）
　　①　２級建築施工管理技士、２級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、

「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 平成１９年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(6)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）

ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が上記の施工実績を有すること。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤ 経常建設共同体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成１８年１月２０日付け１７文科施第３４５号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準の何れかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ｲ) 親会社と子会社の関係にある場合。

(ﾛ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

次の何れかに該当する二者の場合。ただし、(ｲ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(ﾛ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他入札の適正さを阻害されると認められる場合

④ その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・兵庫県・和歌山県・岐阜県・愛知県・福井県・三重県のいずれかに建設業法に基づく許可を有する本社、支店又は営業所等が所在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

①「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な工事の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

②「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

（イ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしている

ときにおける当該有資格業者。

（ロ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

（ハ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

（ニ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

５．設計業務等の受託者等

⑴上記４⑼の「上記３⑴に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社匠工房

⑵上記４⑼の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

６．担当部局等

〒５２２－８５２２　滋賀県彦根市馬場一丁目１番１号

国立大学法人滋賀大学　施設管理課　施設企画係

電話　０７４９－２７－１０１４

７．競争参加資格の確認等

⑴ 本競争の参加希望者は上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記４⑵の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４⑴及び⑶から⑽までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記４⑵に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記４⑵に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：　令和４年４月４日（月）から令和４年４月１４日（木）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日。時間は、９時００分から１７時００分まで。

② 提 出 先：　上記６に同じ。

③ 提出方法：　申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により行うものとする。

提出書類は、表紙を１頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。

（頁の例：１／○○～○○／○○）

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。）

⑵ 資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式２により作成すること。

なお、①同種工事の施工実績、②配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成１９年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成し引き渡しが済んでいるものに限り記載すること。

①同種工事の施工実績（別紙様式２・別紙１）

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は１件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINS の記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できなければ、平面図等の資料の写し等を提出してもらう場合がある。

②配置予定の技術者（別紙様式２・別紙２－１、別紙２－２）

ｉ）配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記４（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすものとする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格及び同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINS の記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できなければ、平面図等の資料の写し等を提出してもらう場合がある。

ⅱ）経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については１者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和４年４月１９日（火）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(4) その他

①申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料の提出書類（別紙様式２（別紙１から２を含む。））は、以下に留意すること。

イ）ファイル形式は以下によること。

・PDF ファイル

ロ）添付資料は、３つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの押印されているものは、スキャナーで読み込み本文に貼りつけること。ファイルは電子入札システムで指定する合計容量以内に納めること、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記７（１）①の期間内に上記６まで持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。この場合においても別紙様式２（別紙含む。）については、書類とは別に、（イ）に指定したファイル形式により作成したファイルを CD-R１枚に保存し、提出すること。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

・持参又は郵送する書類の旨
・持参又は郵送する書類の目録
・持参又は郵送する書類の頁数
・持参又は発送年月日

また、持参又は郵送する場合は、別紙様式２に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウィルス対策を実施すること。

⑥申請書及び使用に関する問い合わせ先　　上記６と同じ。

８．競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に揚げるところに従い書面を提出して説明を求めることができる。

① 提出期限　　令和４年４月２６日（火）　１７時００分。土・日曜日及び祝日を除く。
② 提 出 先　　上記６に同じ
③ 提出方法　　上記６に直接持参する。

(2) 発注者は、説明を求められたときは令和４年５月１１日（水）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

９．入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間　　令和４年４月５日（火）から令和４年４月１９日（火）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日。時間は、９時００分から１７時００分まで。
② 提 出 先　　上記６に同じ
③ 提出方法　　書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

※合わせて、質問内容の Excel データをメールにて送付ください。

送付先：ｓｋｉｋａｋｕ@ｂｉｗａｋｏ.ｓｈｉｇａ-ｕ.ａｃ.ｊｐ（滋賀大学施設管理課施設企画係あて）

電子入札システムの質疑回答機能は使用しない。

(2) 質問内容及び回答書は、次のとおりホームページ（http://www.shiga-u.ac.jp/　→「初めての方・一般の方」→「調達に関する情報」→「電子入札に関するお知らせ」）等により閲覧に供する。

期間：令和４年４月２１日（木）から令和４年４月２６日（火）まで。

１０．入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時　　令和４年４月２７日（水）９時００分から１２時００分まで
(2) 入札場所　　〒522－8522　滋賀県彦根市馬場一丁目１番１号
国立大学法人滋賀大学　施設管理課
(3) 開札日時　　令和４年４月２８日（木）　１０時００分

(4) 開札場所　　〒522－8522　滋賀県彦根市馬場一丁目１番１号
国立大学法人滋賀大学　本部棟３階　会議室１

(5) その他　　紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、発注者により通知された競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

１１．入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され紙入札により入札を行うものは、上記6に直接持参すること。郵送または電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。

(2) 代理人が入札する場合は、あらかじめ代理委任状を提出しなければならない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

１２．入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　　免除。

(2) 契約保証金　　納付（有価証券等の提供又は契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１００分の１０以上とする。

１３．工事費内訳書の提出

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、サイズはＡ４版とし記載内容は別紙記入例により最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること(別紙：記入例建築参照)。金額には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。

・PDF ファイル

なお、ファイルは電子入札システムで指定する合計容量以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく添付できない場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

(3)入札参加者は提出した工事費内訳書について契約担当役（補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第３２第１２号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

１　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	（１）	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（２）	内訳書と無関係な書類である場合

	（３）	他の工事の内訳書である場合
	（４）	白紙である場合
	（５）	内訳書が特定できない場合
	（６）	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	（１）	内訳の記載が全くない場合
	（２）	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
３　添付すべきでない書類が添付されていた場合	（１）	他の工事の内訳書が添付されていた場合
４　記載すべき事項に誤りがある場合	（１）	発注者名に誤りがある場合
	（２）	発注案件名に誤りがある場合
	（３）	提出業者名に誤りがある場合
	（４）	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
５　その他未提出又は不備がある場合		

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるにいたった場合、又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(4)　契約担当役の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封をして提出すること。

(5)　工事費内訳明細書は、参考図書として提出するものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

１４．開札

開札は、電子入札システムにより行うものとし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。１回目の開札に立ち会うことができない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

１５．入札書の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに国立大学法人滋賀大学契約事務取扱細則第２１条各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

１６．落札者の決定方法

⑴　国立大学法人滋賀大学契約事務取扱細則第１２条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑵　落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第８５条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同令第８６条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の１を参照すること。

１７．最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

１８．配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な事情でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な事情により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記４⑹に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

１９．契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により契約書を作成するものとする。また、競争参加者又はその代理人は、落札者として決定した日から特別の事情がある場合を除き、７日以内に別冊契約書（案）により取り交わしをするものとする。

２０．支払条件

⑴ 請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき２回以内に支払うものとする。

⑵ 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保険証書を添えて工事請負代金額の「１０分の４」以内の額の前払金を請求することができる。

２１．工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

２２．再苦情申し立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記８⑵の回答を受けた日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）以内に書面により文部科学省文教施設企画部長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。当該再苦情申し立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記６に同じ。

２３．関連情報を入手するための照会窓口　　上記６に同じ。

２４．手続における交渉の有無　　無

２５．対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無

２６．その他の事項

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

(5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。

(6) 第１回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者が指示する。開札時間から３０分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコン前で待機すること。開札処理には時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

(7) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については発注者から連絡する。

(8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札の手続き以外の目的で使用してはならない。

(10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

①システム操作・接続確認等の問合わせ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク　電話：０５７０－００１１８４

②IC カードの不具合等発生の問合せ先

取得している IC カードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記６に連絡すること。

競争参加資格の確認等に必要な書類一覧

[申請書]

１.競争参加資格確認申請書（別紙様式２）

[資料]

１．入札説明書　記７(2)①に定める同種工事の施工実績を記載した書面（別紙様式２・別紙１）

２．入札説明書　記７(2)②に定める配置予定の技術者を記載した書面（別紙様式２・別紙２－１、別紙２－２）

以上各１部

【参　考】

国立大学法人滋賀大学契約事務取扱細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第４条　契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第 28 条第１項に規定する競争（以下「一般競争」という。）に付するときは特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

２　前項に規定する特別の理由がある場合とは、被保佐人、被補助人及び未成年者で契約締結のために必要な同意を得ている場合、又は特に軽微な契約（民法第９条但し書きに規定する行為）である場合とする。

（競争に参加させないことができる者）

第５条　契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

２　契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（無効の入札書）

第 21 条　次の各号の一に該当する入札書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

(1)　入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書

(2)　調達件名及び入札金額のないもの

(3)　競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの

(4)　代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）

(5)　調達件名に重大な誤りがあるもの

(6)　入札金額の記載が不明確のもの

(7)　入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

(8)　公告等及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

(9)　その他入札に関する条件に違反した入札書